

新潟市教育委員会 令和7年11月 定例会会議録				
日 時	令和7年11月26日(水) 午前9時00分			
場 所	新潟市役所 ふるまち庁舎 4階 教育会議室1			
教育長	夏 目 久 義			
出席委員 (7名)	中津川 英 子		出席委員	渡 部 雄一郎
	畠 山 典 子			和 田 有 子
	石 坂 学			
	神 林 むつみ		欠席委員	高 橋 誠 一
	小 見 直 樹			
会議出席 教育委員会 事務局職員 (10名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	丸 山 明 生		
	教 育 次 長	山 本 正 雄		
	教 育 総 務 課 長	加 藤 陽 子		
	施 設 課 長	石 川 淑 朗		
	保 健 給 食 課 長	蝦 名 淳 広		
	学 校 人 事 課 長	山 本 郁 雄		
	教 育 職 員 課 長	村 山 安 幸		
	学 校 支 援 課 長	内 藤 浩 悟		
	中 央 公 民 館 長	高 島 純 子		
	教 育 総 務 課 補 佐	相 崎 敦 子		
他部署 出席者(0名)				

開会	時 刻	午前 9 時 00 分
	宣 言 者	教育長
付議事件 (3 件)	議案第 19 号	通学区域の一部変更について
	議案第 20 号	令和7年12月議会定例会の議案について
	議案第 21 号	教職員の人事措置について
報告 (7 件)	新潟市立夜間中学設置基本計画(素案)及び市民意見提出手続(パブリックコメント)実施概要(案)について	
	令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について	
	令和7年度新潟市国際交流事業ハルビン市派遣報告について	
	和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について	
	和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分について	
	令和7年度全国学力・学習状況調査の結果を受けた学校支援について	
	「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」改定について	
協議会 (0 件)		

第1 開会宣言

○教育長

午前9時00分 開会を宣言する。

これより11月教育委員会定例会を開催いたします。

本日、報道関係者より委員会を撮影及び録音したい旨の申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは、許可することといたします。

会議録署名委員の指名

○教育長

日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に神林委員及び小見委員を指名します。

第2 付議事件

○教育長

次に、日程第2 付議事件に入ります。

はじめに、議案第19号 通学区域の一部変更について、教育総務課から説明をお願いします。

○教育総務課長

それでは、議案第19号 通学区域の一部変更についてご説明させていただきます。

付議の1ページをご覧ください。

ご審議いただきたい内容としては、北区のすみれ野自治会の中で、岡方第二小学校区、岡方中学校区となっている地域を、濁川小学校区、濁川中学校区に変更することについてです。

付議2ページをご覧ください。

1 概要です。平成18年頃からすみれ野4丁目の宅地開発に合わせ、地域では通学区域変更の動きがありましたが、岡方地区の住民の同意が得られず、これまで通学区域の変更は行われてきませんでした。

その後、令和3年から岡方地区の学校のあり方について検討していく中で、岡方地区の考えが変わり、学校統合と合わせて通学区域を変更するということで意見がまとまりました。

これを受け、すみれ野自治会は、地域住民や周辺自治会、コミュニティ協議会の同意を得た上で、令和7年8月29日にすみれ野自治会の総意として教育委員会へ要望書を提出しました。

なお、岡方地区の小中学校については、令和9年4月1日に統合することがすでに決定しています。

2 すみれ野自治会からの要望内容ですが、現在すみれ野自治会においては、小学校は濁川小学校区と岡方第二小学校区、中学校は濁川中学校区と岡方中学校区の2つの学校区で分断され、自治会活動に支障が生じていることから、令和9年4月、岡方地区の学校統合に合わせ、すみれ野自治会の学校区を、濁川小学校区・濁川中学校区に統一したいというものです。

また、現在岡方第二小学校や岡方中学校に通学している児童生徒がいることから、今回の通学区域変更の対象となる在校生やそのきょうだいについて、統合後の学校で卒業できるよう配慮してほしいという内容となっています。

教育委員会では「地域とともにある学校」づくりを推進しており、地域コミュニティと通学区域は一体となっていることが望ましいと考えているため、実際に自治会活動に支障をきたしていることを踏まえ、通学区域の変更を行いたいと考えています。

3変更内容ですが、付議6ページの図面も併せてご覧ください。図面で言いますと、薄いピンク色、青色、水色で着色された部分がすみれ野自治会全体です。今回変更要望があった地区は青色と水色の部分で、ここは現在、岡方第二小学校、岡方中学校区となっています。すみれ野4丁目だけでなく、高森新田の一部もすみれ野自治会に加入していることから、その地区につきましても通学区域の変更を行いたいと考えています。黒い太線が通学区域線となります。通学区域線が変更前と変更後で動くというかたちになります。

また、在校生とそのきょうだいに対する経過措置として、令和9年3月までの岡方第二小学校、岡方中学校の在校生と、今後入学予定のそのきょうだいについても、岡方第二小学校と岡方中学校の統合先である葛塚小学校と光晴中学校へ中学校を卒業するまで学区外就学を認めたいと考えています。学校統合も重なり複雑ですので、通学区域変更が決定した場合は、その手続き等について該当者にしっかり周知したいと考えています。

付議3ページは通学区域が変更となった場合の通学区域一覧表の変更について、次の4ページ、5ページにはこれまでの経緯、7ページにはすみれ野自治会周辺の学校位置図を参考として掲載しています。

説明は以上となります。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

よろしいでしょうか。

こちらは旧豊栄市時代にあったすみれ野4丁目の宅地開発がその後進み、その経過が付議4ページ、5ページに書いてあります。これを追っていくと、どのようにここまで来たかということが十分お分かりいただけるかなと思います。

それでは、議案第19号について、承認してよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、議案第19号について、承認することとします。

次の、議案第20号 令和7年12月議会定例会の議案については、議会へ公表前であることから、さらに次の、議案第21号 教職員の人事措置については、人事案件であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、審議をいたします。

第3 報告

○教育長

次に、日程第3 報告に入ります。

はじめに、新潟市立夜間中学設置基本計画(素案)及び市民意見提出手続(パブリックコメント)実施概要(案)について、教育総務課から説明をお願いします。

します。

○教育総務課長

よろしくお願いします。それでは、報告の1ページをご覧ください。夜間中学の設置につきましては、8月の定例会で設置予定場所と設置予定時期についてご報告させていただいたところです。

その後も有識者会議で協議を重ね、この度、学校が目指す姿や学校の枠組みを示した設置基本計画の素案がまとまりましたのでご報告いたします。

1ページから4ページが概要版、5ページから38ページが基本計画の素案となります。本日は概要版でご説明をいたしますので、1ページをご覧ください。

「1 新潟市立夜間中学が目指す姿」ですけれども、夜間中学は学齢期に十分な教育を受けられなかった方々に、学びの機会を提供する役割が求められていることや、日常生活において様々な悩みや困りごとのある方が入学することを踏まえ、生徒一人一人の学びたいという思いに答え、豊かな社会生活を支援する学校というのを目指す姿といたしました。

「2 目指す姿を実現するために必要な学校づくりの視点」として、3つの視点を示しています。具体的には、一人一人の可能性を引き出す学習指導、それから安心して居心地のよい居場所づくり、生徒が豊かな社会生活を送るための教育活動や支援体制の3つを掲げ、それぞれの取組の方向性を示しています。

2ページをご覧ください。ここからは学校の基本的な枠組みについて示しています。

(1)と(2)の設置予定場所と設置予定時期につきましては、8月の定例会でもご説明いたしました通り、令和9年4月、明鏡高校内に設置することとしています。

(3)設置形態につきましては、特色ある学校運営や迅速で的確な対応の取りやすさを考慮し、夜間中学専任の校長を配置する単独校の形態を取りたいと考えております。

(4)学校規模につきましては、昨年度行ったニーズ調査の結果や他都市の状況を考えますと、1学年1学級、全校生徒20名から40名程度を想定しています。

(5)の入学対象者につきましては、義務教育を受けるべき年齢を過ぎた方で義務教育を終えていない方、または不登校などの理由により十分な教育を受けられないまま中学を卒業した方を対象としています。国籍は問いません。県内の他市町村にお住まいの方の入学も認める方向で、今後、県や他市町村との協議を進める予定としております。

(6)の入学時期や(7)の入学学年につきましては、生徒の個々の状況を踏まえながら、可能な範囲で柔軟に対応していきたいと考えています。

(8)修業年限につきましては、最大6年まで在籍できるようにしたいと考えております。

次に、3ページの(10)教育課程をご覧ください。昼間の中学校と異なる部分

を中心にご説明いたします。

②の 1 日の流れにつきましては、右側の表のとおり、夕方 6 時頃から夜 9 時頃にかけて、1 コマ 40 分の授業を 4 限行う予定です。年間の授業時数は 700 コマ程度になります。

④授業の進め方ですが、学びの経験が異なる方々が入学することを踏まえ、一部の教科では学年に関係なく選択できる習熟度別学習コースを設定し、少人数指導を行います。また、きめ細かな学習指導を行うため、1 つの授業を複数の教員が担当する他、市民による学習支援ボランティアを募集して行いたいと思っております。

(11)の職員体制につきましては、基礎定数に加えて加配定数に基づく教員の配置を検討し、きめ細かな学習指導を行うための体制づくりを進めたいと考えております。

4 ページをご覧ください。(12)では生徒への支援体制についてお示しています。教育相談の充実をはじめ、日本語に不安のある生徒への日本語学習の実施の検討、関係機関と連携した支援体制の構築などを進めます。

(13)では経済的支援制度などについて示しております。

以上が基本計画素案の概要となります。より詳しい内容につきましては、5 ページから 38 ページにかけての冊子版に記載しております。

最後に 39 ページをご覧ください。今ほどご説明いたしました設置基本計画の素案について、今後広く市民の方からご意見をいただくパブリックコメントを実施します。期間は 12 月 22 日からの 30 日間を予定しております。パブリックコメントの結果及び設置基本計画の確定版につきましては、2 月定例会においてご報告をさせていただきます。

また、資料に記載はございませんが、夜間中学の学校名につきましては、パブリックコメントと合わせて公募を行う予定にしておりまして、応募いただいた案を基に、教育委員会事務局で選定し、年度内の定例会で報告させていただきたいと思っております。私からは以上です。

○教育長

ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。

○中津川委員

お願いいたします。令和 9 年開校に向けて、様々なご準備、協議や工夫を重ねられてここまで素案をまとめられました関係者の皆様に敬意を表したいと思えます。お疲れ様でございます。

確認ですが、今回は通学区域が市内に限らずということになっていて、仮にそういった方が入りたいと希望された場合は関係機関と協議となりますが、その都度確認というかたちになりますか。

○教育総務課長

他市町村からの入学については、今後、県と近隣の想定される市町村とは早めに協議をして、連携協定のようなものを締結できればと思っております。1 度それが整えばその都度ということはないかと思えます。

○中津川委員

開校までにそのご準備をされるということですね。よろしく願いいたします。できるだけ幅広い方のご希望に沿ってあげられればと思います。

今回は不登校で学ぶことができなかった生徒の居場所や受け皿としても期

待されるところですが、事前のニーズ調査ですと、20 歳未満の方は 0、それから 20 代も 2 人ほどということですので、今後こちらの夜間中学がそういう方も通える学校だということについて、何か周知の手立てというか、幅広く知ることができるような工夫を引き続きお願いしたいと思っております。

また、開校場所となります明鏡高校は、これまでも夜間の通学について様々な知見やノウハウをお持ちだと思いますので、そういった教職員の皆様との連携が取れるような体制というのも引き続きお願いしたいと思います。以上です。

○教育長

他にございますでしょうか。

○畠山委員

有識者会議やアンケート等を基にして、いろいろ計画を立てられて、できる限りそれに応えられるよう作成されていらっしゃるなということを感じました。

その中で質問させていただきたいのですが、外国籍の方、アンケートでは 3 名と人数は少なかったのですが、この中を見ていると外国の方がたくさん就学されるような状況かと思います。その中で外国語を学びたいからというようなアンケート結果もあるのですが。

○教育長

外国語ではなくて日本語でしょうかね。

○畠山委員

そうですね。すみません。逆ですね。日本語も学びたいからということで、日本語があまり分からない方たちに対する日常の支援をどのようにされていくのかを確認したいのが 1 点です。

それから、アンケートの中で、「仕事をしていて授業に最初から出席するのが難しいけれど、途中からでもいいのですか」というようなものがありましたが、働いている方にとっては本当に切実な問題ではないかと思います。その辺は履修の時間も規定があると思いますので難しいかと思うのですが、その対応はどのようにされるかということをお聞きしたいと思います。よろしく願います。

○教育総務課長

1 点目の日本語がまだ難しい方への支援については、アンケートでは日本語を学びたいからということも確かにあったかもしれませんが、基本的に日本語だけを勉強するために入学するということは認めない方針です。中学校の勉強をしたいけれども、日本語には少し自信がないですという方を受け入れられるように、日本語の教育もできるようにはしたいと考えています。そういった方の日常の支援ということになりますと、学校が支援する部分もあるかもしれませんが、そういった外国人支援のようなことを行っている機関と連携して行っていくことになると思います。

2 点目の授業に間に合わない方をどうしようという切実なところなのですが、夜間中学についてはそういったいろいろな事情に配慮して授業ができるようにしたいと思っておりますので、例えばその日はどうしても仕事で来られないというような場合に、オンラインで授業が受けられるようにすることなども考えておりますし、遅刻ばかりだから卒業ができないということがないように、柔軟なコースを設定できるように考えたいと思っております。

○畠山委員

ありがとうございます。最大 6 年の期間の中でということもありますので、いろいろなことを想定して、柔軟に進めていくというような姿勢がとてもよく見えまし

て、大変ありがたいことだな、1 人でも多くの人が自分の願いを叶えて履修できることになるといいなと思っています。よろしくお願いします。

○教育長

他にございますでしょうか。

○石坂委員

これまでの準備大変お疲れ様です。形になってきたなということで嬉しく思います。

報告 12 ページ、13 ページを見た時に、これだけ潜在している方々がいらっしゃるというのがよく分かります。新潟市における未就学者、及び最終卒業学校が小学校の方が 8,000 人以上いらっしゃって、さらに不登校、新潟市でも大きな問題になっているわけですが、不登校は令和 6 年度が 2,300 というような数、それから外国人も年々増えてきて 7,500 ということで、こういう皆さんのニーズを確実に取り込んで学校教育につなげていくことはとても大事だと思います。

今回アンケートに答えてくださったのが、まだまだ少ないわけですね。その掘り起こしに関わる部分について、どのように進められていかれるのかというところが 1 つです。要するに周知をどういう風に進めるかということが 1 つです。

もう 1 つです。非常に多様な皆さんが入学されてくることが考えられ、そのために習熟度別コースというのをいろいろお考えになって、いろいろなニーズに対応できるような学校にしていきたいという思い、これは本当に大事なことだと思います。しかしながら、中学校ですから 3 学級規模の学校になるということが明記されていて、そうすると人材的に 3 学級の教員定数しかいただけないということですから、非常に少ない人数で運営をしていくことが想像されるわけで、これをどういう風にそのニーズに対応した習熟度別コース、いろいろなコースを作られますけれども、そういうコースを展開していくようなバックアップ体制が取れるのか。他県の実践や先行事例を十分に研究していただいて、ぜひこういうニーズに耐えうる少人数な教員であっても、ボランティアやいろいろな方を交えながら、どうやったらニーズに応える丁寧な習熟度別コースが取れるのかということ、開校までに勉強されて望んでいただければありがたいと思っています。以上 2 点です。よろしくお願いします。

○教育総務課長

ありがとうございます。周知のところが私どもも非常に重要であると考えております。今回、有識者会議でも様々な関係の方々からご協力もいただきましたし、ご意見もいただきましたので、そういった社会福祉の部分ですとか、外国人支援ですとか、引きこもり、若者支援みたいなどころに関わっている方々、あとはフリースクールの方にもいろいろお話を聞いたりしましたので、そういったところを通じてニーズの掘り起こしというところをしっかりとやっていきたいと思っておりますし、これから校名募集であるとか、その後は生徒さんの募集ということでやっていきますけれども、今はソーシャルメディアやインターネットもありますけれども、なかなかこういった方々はそこにつながらない方も多いと思いますので、様々な手法で周知する必要があると考えています。

習熟度別コースにつきましては、委員がおっしゃる通り、加配定数が想定されるとは言ってもそんなにたくさんの先生が配置できるわけではありませんの

で、先行政令市がどのように習熟度別のコースを組んでいるかという辺りをしっかり研究して、十分な教育ができるように検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○石坂委員

よろしくお願いします。

○教育長

他にございますでしょうか。

○神林委員

お願いします。4限が終わるのが21時ですね。そうすると公共交通機関が心配になる点があるのですけれども、その点は考慮されているのでしょうか。

○教育総務課長

はい。明鏡も夜間部がございますけれども、この21時終わりにしたのが、やはりバスの時間を考えまして、21時台であればまだ大丈夫ということで21時台にしております。

○神林委員

ありがとうございました。

○教育長

他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、このようなかたちでパブリックコメントを実施していきたいと思います。

次に、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について、学校支援課から説明をお願いします。

○学校支援課長

お願いいたします。報告41ページ、令和6年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査、通称問行調査と呼んでいますけれども、その結果についてご報告いたします。10月29日に文部科学省より公表された標記の件について、新潟市の状況の概要について公表いたしましたので、簡単にご報告させていただきます。

報告42ページ、1の暴力行為の発生件数については、太枠の四角囲みにございます通り、1,000人あたりの発生件数は53.2人であり、政令市で最も高い数値となっております。

2の(1)いじめの認知件数についても、太枠の四角囲みにある通り、1,000人あたり230.8件であり、こちらも政令市トップでありました。

暴力、いじめともにこれまで通り軽微な事案を認知し、対応を報告してきた結果であると捉えています。例えば、いじめアンケートで、軽く叩かれたり蹴られたりするなどの項目においても暴力として取り扱っております。

いじめに関しては、文部科学省も認知件数が多いことを極めて評価すると全国に繰り返し発信しています。

(2)のいじめの解消に関しては、43ページ上段にある通り77.8%です。以前にもお話いたしましたけれども、いじめの解消は3か月以上の経過観察が必要ですので、1月から3月に起こったいじめに関しては解消件数や解消率には含まれませんので、100%になることはまずありません。

いじめ、暴力に関しては、積極的な認知と初期対応を継続しながらも、増えている事実がありますので、事案を起こさないための取組をより強化していく必要があります。

3の不登校に関しては、44ページの(2)、1,000人あたりの不登校児童生徒数は、小学校で24.9人、中学校では75.2人、市全体としては42.1人となっております。政令市では9番目に多い結果となっております。

	今後、教育活動の充実を前提としながらも、新出の不登校児童生徒を抑えるための早期発見、早期対応に力を入れていくこと、また、引き続きこどもの居場所づくり、居場所につなぐ取組をしていきたいと思っております。以上です。
○教育長	ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。
○畠山委員	新潟市の認知件数が多いということは、これまでも積極的に認知することによって良いことだと思うのですが、説明の中で文科省も積極的に認知するようにといったこともありました、積極的に認知していこうという傾向は全国的にもあるのでしょうか。
○学校支援課長	はい。認知件数は全国でも増えてきておりますので、徐々にそういった軽微なものでも認知するというような傾向にあるのではないかと思います、全国の都道府県それから自治体を見ますと、まだまだ相当な差がありますので、どういったものをいじめと扱うかということに関しては、まだまだ差があるというのが現状だと思います。
○畠山委員	ありがとうございます。積極的にというのはとても大事なことで、どう対応していくかということを通じてその後に持ってくることができます。解消率も2ポイント前後ですけれども、全国、新潟県よりも高いということで、解消に向けた対応を一生懸命取り組んでいるということが見えます。やはり報道等で発表されると、件数が多い新潟県という風に毎回出るので、その辺のところは全国でできるだけ同じような基準で発表されると、誤解を招かなくていいなと思います。基準も一緒に皆さんがより正確な内容として読み取れるようになっていくといいなと願っております。
○学校支援課長	貴重なご意見ありがとうございます。
○教育長	他にございますでしょうか。よろしいでしょうか。よろしければ次に進みます。 次に、令和 7 年度新潟市国際交流事業ハルビン市派遣報告について、学校支援課から説明をお願いします。
○学校支援課長	先月の定例会で出発のご報告をさせていただいたものになります。新潟市国際交流事業ハルビン市派遣報告についてご報告をいたします。 報告 45 ページになります。令和 7 年度新潟市国際交流事業として、市立高校生 1 名、中学生 5 名、小学生 3 名と、教育長をはじめとする引率者 4 名とともにハルビン市へ派遣いたしました。 学校訪問では、中国の伝統玩具、書道、それから中国結びなどの伝統文化を体験したり、中国語も交えながら新潟市についての紹介をしたりしました。派遣者たちは簡単な中国語や英語、ジェスチャーなどを用いて、中国の児童生徒と積極的に交流したと聞いております。 また、現地の観光や食文化も体験し、充実した時間となりました。事後アンケートによるとこの経験を活かして、今後は語学学習や新しいことにさらに挑戦していきたいという感想が見られました。各学校での事後報告会も進んでいるところです。以上です。
○教育長	ただいまの説明にご質問やご意見がありましたらお願いします。 すみません。行っていない人に報告をさせたので少し補足だけさせていた

できます。本当に短い日程で組んで行ってまいりました。真ん中の 2 日間だけが交流で、初日と最後は行って帰るだけとなってしまいましたが、非常に濃密な 2 日にしていただいたと思っています。小学校 2 か所行きましたけれども、これはいずれも昨年新潟を訪問した学校の校長、教頭、クラスの先生がいる学校で、私どもとしては再会するつもりでいったというなかたちになりましたので、中高学年と高学年との交流ということで、和やかにやっていただきました。

また、2 日目のハルビン市第一中学校と書いてあるのですが、これは中高一貫で中等教育学校のようなものです。そこで高校 2 年生と日本語を交えながらの交流ということで、これもなかなか得難い体験であったかなと思います。

3 日目の医薬大学というのは、漢方薬の大学なのですが、大学生の指導で防虫袋を作る体験をしたりで、幅広い年代の学生たちと交流でき、戻ってきてからもまたすぐに次の訪問交流についての相談も始まっているようですので、この 1 か月くらい急速に 2 国間の関係で動きがございしますが、それに関わることなく行ってくることができましたし、今後も交流というのは続けていくべきだという風に思ったところです。補足は以上でございます。

質問ございませんね。

○畠山委員

感想なのですが、大体学生さんとかそういう方たちは海外留学という、ヨーロッパとかアメリカとか南の方が多いと思うのですが、隣のアジア圏の中で中国へということも大事なことだと思います。関係はいろいろありますけれども、こどもたちの中では全然そういうものがなくて、同じ人間なのだなということを感じるととてもいい機会だと思いますので、やはり大事にしていきたいと、今のお話もお聞きしてさらにそう思いました。以上です。

○教育長

ありがとうございます。世界を語る時に中国の存在抜きにしては語れないことですし、より広い世界に目を向けていく中で、中国の存在も認識しながらということになると思います。

他にはよろしいでしょうか。それでは次へ参りたいと思います。

次の、和解及び損害賠償額の決定に係る専決処分、2 件の報告については、議会へ公表前であることから、次の、令和 7 年度全国学力・学習状況調査の結果を受けた学校支援について、さらに次の、「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」改定については、公表前であることから、非公開としたいと思いますが、ご異議ありませんでしょうか。

(異議なし)

それでは公開案件の終了後に非公開案件として再開し、報告いたします。

続きまして、日程第 4 次回日程について、教育総務課から説明をお願いします。

第 4 次回日程

○教育総務課長

12 月につきましては、12 月 23 日(火)、時間は午前 10 時 30 分からを予定しています。

第 5 公開終了

○教育長 以上で、公開案件を終了します。これより定例会を非公開といたします。傍
聴人・報道はご退席ください。
(退席を確認)

第6 付議事件(非公開)

第7 報告(非公開)

第8 定例会閉会

○教育長 これで定例会を閉会します。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員 神林むつみ

署名委員 小見直樹